

訓子府に移住する方、 着実に増えています

お住まい支援

■住宅を探しませんか？

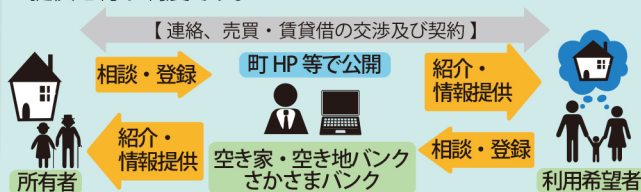
【問合せ】住宅施設課住環境係 電話 0157-47-2117

■空き家・空き地バンクとは？

空き家・空き地バンク制度とは、空き家などの売却または賃貸を希望する所有者などから情報提供を受け、空き家・空き地バンクに登録した物件をホームページなどで利用希望者に紹介する制度です。

■さかさまバンクとは？

さかさまバンク制度とは、中古住宅を買いたい人や借りたい人の希望や条件をホームページなどで公開することにより、空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者へ情報提供を行う制度です。



高齢者支援

■切実な高齢者の足の確保も支援

町内ハイヤー 300円 北見バス 300円

【問合せ】政策推進課企画広報係 電話 0157-47-2115

■高齢者交通利用サービスとは？

75歳以上の町民の方を対象に高齢者の足の確保として交通利用サービスを行っています。

(※サービスの利用は、事前の登録が必要です)

◇高齢者ハイヤー利用サービスとは？

町内ハイヤーを利用した際に、町内のどこまで乗っても300円で利用できます。

◇路線バス高齢者利用支援事業とは？

北見バスの一定区間を300円で利用できます。



子育て支援

■訓子府町民は0～18歳までの医療費

通院・入院 おくすり代など **医療費無料** 初診時一部負担金あり

【問合せ】福祉保健課医療給付係 電話 0157-47-5555

■訓子府町民は0～5歳児までの保育料

認定こども園 7:30～18:30 **保育料無料**

【問合せ】子ども未来課管理係 電話 0157-47-2367

■乳幼児の託児1人30時間まで無料

※本町に住所を有し、生後3か月から3歳になる年度末までの健康な乳幼児対象

【問合せ】子ども未来課子ども支援係 電話 0157-47-2367

就労支援

■農業経営スタートアップ助成事業

入植祝金 **100万円** まで 運転資金 **120万円** 以内

(就労開始と2年目に50万円ずつ) (就労開始と2年目に60万円ずつ)

【問合せ】農林商工課農政係 電話 0157-47-2116

本町に住所を有し、新たに農業を営もうとする方や親族ではない農業を営む方から継承する方が、経営を始めた際に支援します。

■店舗出店等支援事業補助制度

店舗購入や工事経費の2/3を補助 **最大300万円**

【問合せ】

経済振興室振興係 電話 0157-33-5008

本町に住所を有し、店舗の新築や空き店舗の活用により、新たに営業を開始する事業者および第二創業を行う事業者に対して支援します。

■店舗改修事業補助制度

店舗改修などに要する費用1/2で **最大50万円**

【問合せ】

経済振興室振興係 電話 0157-33-5008

本町に住所を有し、現店舗において営業を継続することが確実な方に対し、店舗改修などの経費の一部を補助します。

※お住まい支援・就労支援の記載金額は、条件に一致した場合の一例ですので、詳しくは各担当課にお問い合わせください。